

令和3年12月16日  
(第6回定例会)

# 美瑛町議会議案

## 議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町中小企業振興基本条例の制定について	-----	1～ 3
議案第 2 号	美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	-----	4～ 7
議案第 3 号	美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について	-----	8
議案第 4 号	美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	-----	9
議案第 5 号	専決処分について	-----	10～ 16
議案第 6 号	令和 3 年度美瑛町一般会計補正予算（第 6 号）について	-----	17～ 31
議案第 7 号	令和 3 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	-----	32～ 37
議案第 8 号	令和 3 年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第 2 号）について	-----	38～ 40
議案第 9 号	定住自立圏形成協定の廃止について	-----	41
議案第 10 号	連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について	-----	42～ 57
議案第 11 号	美瑛町名誉町民の推薦について	-----	58

## 議案第1号

### 美瑛町中小企業振興基本条例の制定について

美瑛町中小企業振興基本条例を次のとおり制定する。

令和3年12月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

#### 美瑛町中小企業振興基本条例

##### (目的)

第1条 この条例は、中小企業が本町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、町の果たすべき役割を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の成長及び持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって町民の生活の向上に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定めるもの及び同条第5項に定める小規模企業者並びに小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第2項に定める小企業者でその事務所を町内に有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 商工会法（昭和35年法律第89号）第2章の規定により設立された商工会、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体でその事務所を町内に有するものをいう。

(3) 中小企業者等 中小企業者及び中小企業団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されなければならない。

(1) 中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な経営の向上の努力を尊重する。

(2) 本町の産業構造及び地域の特性に配慮する。

(3) 経済的社会的環境の変化に円滑に適応する。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。この場合において、町は、中小企業の実態を的確に把握するとともに、広く中小企業者等の意見を聴き、施策の策定に反映するよう努めなければならない。

2 町は、社会経済情勢の変化に対応した適切な措置を講ずるとともに、主体的に関係機関や中小企業団体と連携を図るよう努めなければならない。

3 町は、中小企業の振興の重要性に対する町民の理解を深めるため、中小企業者等と町民との交流及び連携を促進するよう努めなければならない。

(中小企業者等の努力)

第5条 中小企業者等は、経済的社会的環境の変化に円滑に適応するため、自主的に経営の革新（中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）、経営基盤の強化等に努め、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に努めるものとする。

2 中小企業者等は、共同事業の実施を図るとともに、中小企業団体への加入等により相互の連携及び協力を図るよう努めるものとする。

3 中小企業者等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図り、より豊かで住みやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(町民の理解及び協力)

第6条 町民は、中小企業の振興が地域経済の発展及び町民生活の向上に果た

す役割の重要性を理解し、町内において生産され、製造され、若しくは加工された産品を消費し、又は提供されるサービスを利用するなど、中小企業の健全な成長発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第7条 町は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者等の経営の革新及び創業の促進を図ること。
- (2) 中小企業者等の経営基盤の強化を図ること。
- (3) 中小企業者等の人材確保及び育成を図ること。
- (4) 中小企業者等における労働環境や勤労者福祉の向上を図ること。
- (5) 効果的な融資制度の充実等により中小企業者等に対する資金の供給の円滑化を図ること。
- (6) 地域資源の活用による産業の発展及び創出を図ること。
- (7) 中小企業者等における少子高齢化対策及び環境の保全等、地域社会における課題に対する取組の促進を図ること。

(財政上の措置)

第8条 町は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(美瑛町中小企業等振興条例の廃止)

- 2 美瑛町中小企業等振興条例(昭和45年美瑛町条例第5号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の美瑛町中小企業等振興条例の規定により助成、融資のあつせんその他の措置を受けている者に係る当該助成、融資のあつせんその他の措置については、なお従前の例による。

## 議案第2号

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和元年美瑛町条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」の次に「・第54条」を加える。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

第53条を第54条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計

算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならな

い。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。



附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第3号

美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について

美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年美瑛町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（資格の確認）

第7条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）の扶養義務者は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において治療及び薬剤の支給を受ける際、当該保険医療機関等から、電子資格確認（医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。）又は被保険者証、加入者証、組合員証その他被扶養者証等の提示（処方せん の提出を含む。）により、医療保険各法による被保険者、加入者若しくは組合員又はその被扶養者であることの確認を受け、及び受給者証の提示により受給者であることの確認を受けるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第4号

美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年美瑛町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（資格の確認）

第7条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等から、電子資格確認（医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。）又は被保険者証、加入者証、組合員証その他被扶養者証等の提示（処方せんの提出を含む。）により、医療保険各法による被保険者、加入者若しくは組合員又はその被扶養者であることの確認を受け、及び受給者証の提示により受給者であることの確認を受けるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

専決処分について

令和 3 年度美瑛町の一般会計補正予算については、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 12 月 16 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和 3 年 12 月 8 日

令和3年度 美瑛町一般会計補正予算（第5号）について

令和3年度美瑛町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,203,300千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月8日 専決

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		4,885,601	8	4,885,609
	1 地方交付税	4,885,601	8	4,885,609
14 国庫支出金		810,005	57,892	867,897
	2 国庫補助金	438,059	57,892	495,951
歳入合計		10,145,400	57,900	10,203,300

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		1,011,389	57,900	1,069,289
	2 児童福祉費	470,499	57,900	528,399
歳出合計		10,145,400	57,900	10,203,300

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	4,885,601	8	4,885,609
	1	地方交付税	4,885,601	8	4,885,609
	1	地方交付税	4,885,601	8	4,885,609
14		国庫支出金	810,005	57,892	867,897
	2	国庫補助金	438,059	57,892	495,951
	2	民生費補助金	22,728	57,892	80,620

節		説 明
区 分	金 額	
1	地方交付税	8 1 普通交付税
2	児童福祉費補助金	57,892 1 子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金

(一般会計)

(歳出)

(単位：千円)

3	2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			民生費	1,011,389	57,900	1,069,289	57,892	8
			児童福祉費	470,499	57,900	528,399	57,892	8
			児童福祉総務費	231,690	57,900	289,590	国庫支出金 57,892	8

(一般会計)

節		説 明
区 分	金 額	
1	報酬	267
3	職員手当等	200
4	共 済 費	44
10	需 用 費	216
11	役 務 費	623
18	負担金補助及び交付金	56,550
		1 とともに支え合うまちづくり (1)子育て世帯への臨時特別給付金事業
		1 会計年度任用職員報酬 (267)
		3 時間外勤務手当 (200)
		4 会計年度任用職員社会保険料 (44)
		10 消耗品費 (物) (216)
		11 通信運搬費 (物) (59)
		11 手数料 (物) (564)
		18 交付金 (扶) (56,550)



議案第6号

令和3年度 美瑛町一般会計補正予算（第6号）について

令和3年度美瑛町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ386,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,589,300千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		4,885,609	25,164	4,910,773
	1 地方交付税	4,885,609	25,164	4,910,773
14 国庫支出金		867,897	102,704	970,601
	1 国庫負担金	347,635	66,000	413,635
	2 国庫補助金	495,951	36,469	532,420
	3 国庫委託金	24,311	235	24,546
15 道支出金		819,819	33,582	853,401
	1 道負担金	234,482	33,000	267,482
	2 道補助金	567,430	582	568,012
16 財産収入		54,038	4,451	58,489
	2 財産売払収入	7,332	4,451	11,783
17 寄附金		49,775	51,997	101,772
	1 寄附金	49,775	51,997	101,772
18 繰入金		521,199	70,000	591,199
	1 繰入金	521,199	70,000	591,199
20 諸収入		240,575	98,102	338,677
	5 雑入	128,384	98,102	226,486
歳入	合計	10,203,300	386,000	10,589,300

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		71,548	△2,008	69,540
	1 議会費	71,548	△2,008	69,540
2 総務費		1,798,422	26,532	1,824,954
	1 総務管理費	1,751,826	26,423	1,778,249
	2 徴税費	15,486	109	15,595
3 民生費		1,069,289	135,867	1,205,156
	1 社会福祉費	540,890	134,476	675,366
	2 児童福祉費	528,399	1,391	529,790
4 衛生費		1,126,253	3,437	1,129,690
	1 保健衛生費	856,852	915	857,767
	2 清掃費	269,401	2,522	271,923
6 農林水産業費		827,390	100,104	927,494
	1 農業費	522,453	101,590	624,043
	3 林業費	73,942	△1,486	72,456
7 商工費		694,479	75,001	769,480
	1 商工費	523,309	85,169	608,478
	2 文化スポーツ振興費	171,170	△10,168	161,002
9 消防費		370,808	△17,535	353,273
	1 消防費	370,808	△17,535	353,273
10 教育費		522,932	12,930	535,862
	2 小学校費	126,456	8,842	135,298
	3 中学校費	109,060	5,038	114,098
	4 社会教育費	36,183	△950	35,233
11 公債費		1,738,930	△325	1,738,605
	1 公債費	1,738,930	△325	1,738,605
12 諸支出金		592,939	51,997	644,936
	1 普通財産取得費	78,231	51,997	130,228
歳 出 合 計		10,203,300	386,000	10,589,300

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
10		地方交付税	4,885,609	25,164	4,910,773
	1	地方交付税	4,885,609	25,164	4,910,773
		1 地方交付税	4,885,609	25,164	4,910,773
14		国庫支出金	867,897	102,704	970,601
	1	国庫負担金	347,635	66,000	413,635
		1 民生費負担金	311,652	66,000	377,652
	2	国庫補助金	495,951	36,469	532,420
		1 総務費補助金	40,704	35,213	75,917
		2 民生費補助金	80,620	120	80,740
		3 衛生費補助金	45,855	786	46,641
		5 教育費補助金	5,064	350	5,414
	3	国庫委託金	24,311	235	24,546
		1 総務費委託金	17,921	235	18,156
15		道支出金	819,819	33,582	853,401
	1	道負担金	234,482	33,000	267,482
		1 民生費負担金	140,892	33,000	173,892
	2	道補助金	567,430	582	568,012
		2 民生費補助金	16,018	60	16,078
		4 農林水産業費補助金	501,655	522	502,177
16		財産収入	54,038	4,451	58,489
	2	財産売払収入	7,332	4,451	11,783
		1 不動産売払収入	7,331	4,451	11,782
17		寄附金	49,775	51,997	101,772
	1	寄附金	49,775	51,997	101,772
		1 寄附金	49,775	51,997	101,772
18		繰入金	521,199	70,000	591,199
	1	繰入金	521,199	70,000	591,199
		1 繰入金	521,199	70,000	591,199
20		諸収入	240,575	98,102	338,677
	5	雑入	128,384	98,102	226,486
		4 雑入	128,381	98,102	226,483

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	25,164	1 普通交付税	
1 社会福祉費負担金	66,000	1 障害者自立支援給付費等負担金	52,000
		2 障害児施設措置費負担金	14,000
1 総務管理費補助金	35,213	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
1 社会福祉費補助金	120	1 地域生活支援事業費補助金	
1 保健衛生費補助金	786	1 疾病予防対策事業費等補助金	
2 小学校費補助金	250	1 学校保健特別対策事業費補助金	
3 中学校費補助金	100	1 学校保健特別対策事業費補助金	
1 総務管理費委託金	235	1 十勝岳火山砂防情報センター管理業務委託金	
1 社会福祉費負担金	33,000	1 障害者自立支援給付費等負担金	26,000
		2 障害児施設措置費負担金	7,000
1 社会福祉費補助金	60	1 地域生活支援事業費補助金	
1 農業費補助金	522	1 中山間地域等直接支払制度交付金	
2 その他不動産売払収入	4,451	1 立木売払収入	
1 寄附金	51,997	1 まちづくり寄附金	
1 繰入金	70,000	1 福祉基金繰入金	
2 雑入	98,102	1 町有建物災害共済金	△1,898
		2 北海道市町村備荒資金組合超過納付金	100,000

(一般会計)

(歳出)

1	1	1	議会費	71,548	△2,008	69,540	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			議会費	71,548	△2,008	69,540		△2,008
	1		議会費	71,548	△2,008	69,540		△2,008
		1	議会費	71,548	△2,008	69,540		△2,008
2			総務費	1,798,422	26,532	1,824,954	235	26,297
	1		総務管理費	1,751,826	26,423	1,778,249	235	26,188
		2	一般管理費	54,842	1,595	56,437		1,595
		7	地域振興費	117,012	6,207	123,219		6,207
		10	火山情報センター費	9,277	311	9,588	国庫支出金 235	76
		13	諸費	165,977	18,310	184,287		18,310

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
7	報償費	△300	1 みんなで歩むまちづくり (1)議会運営事業 △2,008
8	旅費	△1,901	8 議員旅費 △2,052 8 職員旅費 (△1,719)
10	需用費	44	18 負担金(補) (△132)
12	委託料	350	(2)議会報発行事業 44 10 印刷製本費(物) (44)
18	負担金補助 及び交付金	△201	(3)地域課題共有事業 7 謝礼(補) (△300) 8 費用弁償 (△50) 12 業務委託(物) (350)
11	役務費	1,595	1 みんなで歩むまちづくり 1,595 (1)一般管理事業 1,595 11 通信運搬費(物) (1,595)
7	報償費	△60	1 みんなで歩むまちづくり 6,207 (1)地域振興奨励補助等事業 319
8	旅費	△28	18 補助金(補) (319)
10	需用費	△24	(2)景観づくり推進事業 △112 7 謝礼(補) (△60)
18	負担金補助 及び交付金	6,319	8 費用弁償 (△28) 10 消耗品費(物) (△24) (3)地域間幹線バス路線運行支援事業 6,000 18 助成金(補) (6,000)
10	需用費	311	1 安全・安心なまちづくり 311 (1)火山情報センター管理運営事業 311 10 燃料費(物) (311)
7	報償費	8,128	1 みんなで歩むまちづくり 18,310 (1)名誉町民事業 1,277
10	需用費	81	7 功労金等 (1,250) 10 消耗品費(物) (17)
11	役務費	10,101	10 印刷製本費(物) (10) (2)まちづくり寄附管理事業 17,033 7 報償(物) (6,878) 10 印刷製本費(物) (54) 11 通信運搬費(物) (6,534) 11 手数料(物) (3,567)

(歳出)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2	1	徴税費	15,486	109	15,595		109
		税務総務費	7,338	109	7,447		109
3	1	民生費	1,069,289	135,867	1,205,156	99,180	36,687
		社会福祉費	540,890	134,476	675,366	99,180	35,296
	2	高齢者福祉費	43,813	2,074	45,887		2,074
	3	障害者福祉費	402,950	132,282	535,232	国庫支出金 66,120 道支出金 33,060	33,102
	5	いきいきセンター費	733	120	853		120
	2	児童福祉費	528,399	1,391	529,790		1,391
	2	保育所費	180,613	1,109	181,722		1,109
5	児童館費	7,756	282	8,038		282	

(一般会計)

(単位：千円)

節	区	分	金額	説明		
				金額	説明	
18	負担金補助 及び交付金	109	109	1	みんなで歩むまちづくり	109
				(1)	上川広域滞納整理機構負担金	109
				18	負担金(補)	(109)
11	役務費	28	28	1	ともに支え合うまちづくり	2,074
				(1)	緊急通報システム運営事業	28
18	負担金補助 及び交付金	2,046	2,046	11	通信運搬費(物)	(28)
				(2)	介護サービス利用料軽減助成事業	1,950
				18	助成金(扶)	(1,950)
				(3)	訪問看護ステーション利用料軽減助成事業	96
				18	助成金(扶)	(96)
11	役務費	42	42	1	ともに支え合うまちづくり	132,282
				(1)	障害者自立支援給付費	104,000
19	扶助費	132,240	132,240	19	扶助費	(104,000)
				(2)	障害児施設措置費	28,042
				11	審査支払手数料	(42)
				19	扶助費	(28,000)
				(3)	地域生活支援事業	240
				19	扶助費	(240)
10	需用費	120	120	1	ともに支え合うまちづくり	120
				(1)	いきいきセンター運営事業	120
				10	燃料費(物)	(120)
10	需用費	1,109	1,109	1	ともに支え合うまちづくり	1,109
				(1)	保育センター管理運営事業	1,109
				10	燃料費(物)	(1,109)
10	需用費	282	282	1	ともに支え合うまちづくり	282
				(1)	児童館管理運営事業	282
				10	燃料費(物)	(224)
				10	光熱水費(物)	(58)

(歳出)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		衛生費	1,126,253	3,437	1,129,690	786	2,651
	1	保健衛生費	856,852	915	857,767	786	129
	3	予防費	108,694	1,576	110,270	国庫支出金 786	790
	6	環境衛生費	38,025	△661	37,364		△661
	2	清掃費	269,401	2,522	271,923		2,522
	1	清掃総務費	101,855	914	102,769		914
	3	し尿処理費	89,061	1,608	90,669		1,608
6		農林水産業費	827,390	100,104	927,494	100,522	△418
	1	農業費	522,453	101,590	624,043	100,522	1,068
	2	農業振興費	473,873	97,090	570,963	道支出金 522 諸収入 96,000	568
	3	畜産業費	34,492	4,500	38,992	諸収入 4,000	500
	3	林業費	73,942	△1,486	72,456		△1,486
	1	林業費	43,711	△240	43,471		△240
	2	町有林管理費	30,231	△1,246	28,985		△1,246

(一般会計)

節	区分	金額	説明	
			説明	金額
10	需用費	176	1 ともに支え合うまちづくり (1)健康管理システム事業	1,576 1,400
12	委託料	1,400	12 業務委託(物) (2)新型コロナウイルスワクチン接種事業 10 印刷製本費(事)	(1,400) 176 (176)
18	負担金補助 及び交付金	△661	1 安全・安心なまちづくり (1)大雪葬斎組合負担金 18 負担金(補)	△661 △661 (△661)
18	負担金補助 及び交付金	914	1 安全・安心なまちづくり (1)大雪清掃組合負担金 18 負担金(補)	914 914 (914)
10	需用費	1,608	1 安全・安心なまちづくり (1)浄化センター管理運営事業 10 燃料費(物)	1,608 1,608 (1,608)
18	負担金補助 及び交付金	97,090	1 足腰の強い産業づくり (1)中山間地域等直接支払制度交付金事業 18 交付金(事) (2)農業被害対策緊急支援事業 18 補助金(事)	97,090 696 (696) 96,394 (96,394)
12	委託料	4,500	1 足腰の強い産業づくり (1)白金牧場管理運営事業 12 指定管理者委託	4,500 4,500 (4,500)
18	負担金補助 及び交付金	△240	1 足腰の強い産業づくり (1)林業担い手対策補助事業 18 補助金(補)	△240 △240 (△240)
10	需用費	38	1 足腰の強い産業づくり (1)町有林管理事業	△1,246 38
14	工事請負費	△1,284	10 燃料費(物) (2)森林環境保全整備事業 14 整備工事(事)	(38) △1,284 (△1,284)

(歳出)

(単位：千円)

7	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		商工費	694,479	75,001	769,480	103,315	△28,314
	1	商工費	523,309	85,169	608,478	105,213	△20,044
	2	商工業振興費	253,279	84,400	337,679	国庫支出金 35,213 繰入金 70,000	△20,813
	3	観光費	155,900	769	156,669		769
	2	文化スポーツ振興費	171,170	△10,168	161,002	△1,898	△8,270
	2	生涯学習推進費	9,426	247	9,673		247
	3	町民センター費	24,407	△375	24,032		△375
	7	保健体育施設費	80,775	△10,040	70,735	諸収入 △1,898	△8,142
9		消 防 費	370,808	△17,535	353,273		△17,535
	1	消 防 費	370,808	△17,535	353,273		△17,535
	1	消 防 費	370,808	△17,535	353,273		△17,535

(一般会計)

節		説 明	金額
区 分	金 額		
18	負担金補助及び交付金	1 足腰の強い産業づくり (1)電子地域通貨運営事業 18 補助金(補) (物価高騰に対する生活支援事業分) (2)美瑛町飲食店緊急事態措置支援金 18 助成金(補)	84,400 84,400 70,400 (70,400) 14,000 (14,000)
10	需用費	1 足腰の強い産業づくり (1)観光振興管理事業 10 燃料費(物) (2)観光センター管理運営事業 10 燃料費(物) 10 光熱水費(物) (3)保養センター管理運営事業 10 燃料費(物) (4)その他観光施設等管理事業 10 光熱水費(物) (5)青い池管理運営事業 10 光熱水費(物)	769 769 19 (19) 179 (137) (42) 390 (390) 27 (27) 154 (154)
10	需用費	1 まちを動かす人づくり (1)地域人材育成研修施設管理運営事業 10 修繕料(維)	247 247 (247)
14	工事請負費	1 まちを動かす人づくり (1)町民センター管理運営事業 14 改修工事(事)	△375 △375 (△375)
14	工事請負費	1 まちを動かす人づくり (1)スポーツセンター管理運営事業 14 改修工事(事)	△10,040 △10,040 (△10,040)
18	負担金補助及び交付金	1 安全・安心なまちづくり (1)大雪消防組合負担金 18 負担金(補)	△17,535 △17,535 (△17,535)

- 29 -

- 28 -



(歳出)

(単位：千円)

10	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	教育費	522,932	12,930	535,862	350	12,580
2	小学校費	126,456	8,842	135,298	250	8,592
1	学校管理費	97,325	8,842	106,167	国庫支出金 250	8,592
3	中学校費	109,060	5,038	114,098	100	4,938
1	学校管理費	84,659	5,038	89,697	国庫支出金 100	4,938
4	社会教育費	36,183	△950	35,233		△950
2	公民館費	11,676	△1,000	10,676		△1,000
3	図書館費	23,910	50	23,960		50
11	公債費	1,738,930	△325	1,738,605		△325
1	公債費	1,738,930	△325	1,738,605		△325
1	元 金	1,688,086	275	1,688,361		275
2	利 子	50,844	△600	50,244		△600
12	諸支出金	592,939	51,997	644,936	51,997	
1	普通財産取得費	78,231	51,997	130,228	51,997	
9	丘のまちびえいまちづくり基金費	42,529	51,997	94,526	寄附金 51,997	

(一般会計)

節	区 分	金 額	説 明	
			区 分	金 額
10 需用費		8,842	1 まちを動かす人づくり (1)小学校管理運営事業 10 燃料費(物) 10 修繕料(維) (2)学校保健特別対策事業 10 消耗品費(事)	8,842 8,342 (8,080) (262) 500 (500)
10 需用費		5,038	1 まちを動かす人づくり (1)中学校管理運営事業 10 燃料費(物) 10 光熱水費(物) 10 修繕料(維) (2)学校保健特別対策事業 10 消耗品費(事)	5,038 4,838 (3,380) (1,000) (458) 200 (200)
18 負担金補助及び交付金		△1,000	1 まちを動かす人づくり (1)出会いふれあい祭り事業 18 補助金(補)	△1,000 △1,000 (△1,000)
7 報償費		50	1 まちを動かす人づくり (1)読書活動応援事業 7 記念品	50 50 (50)
22 償還金利子及び割引料		275	1 みんなで歩むまちづくり (1)起債償還元金	275 275
22 償還金利子及び割引料		△600	1 みんなで歩むまちづくり (1)起債償還利子	△600 △600
24 積立金		51,997	1 みんなで歩むまちづくり (1)丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 24 積立金(積)	51,997 51,997 (51,997)

- 31 -

- 30 -

議案第7号

令和3年度 美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
について

令和3年度美瑛町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ**2,090**千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ**328,964**千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金		1	2,090	2,091
	1 繰越金	1	2,090	2,091
歳 入 合 計		326,874	2,090	328,964

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費		182,700	2,090	184,790
	2 事業費	19,760	2,090	21,850
歳 出 合 計		326,874	2,090	328,964

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
5		繰越金	1	2,090	2,091
	1	繰越金	1	2,090	2,091
		1 繰越金	1	2,090	2,091

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	2,090	1 繰越金

(公共下水道事業特別会計)

(歳 出)

1	2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			下水道事業費	182,700	2,090	184,790		2,090
			事業費	19,760	2,090	21,850		2,090
			建設事業費	19,760	2,090	21,850		2,090

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
14	工事請負費	2,090	1 安全・安心なまちづくり (1) 管渠布設事業 14 整備工事 (事)
			2,090 2,090 (2,090)

議案第8号

令和3年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第2号）について

第1条 令和3年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度美瑛町立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )	
第1款 病院事業収益	1,207,730千円	12,174千円	1,219,904千円	
第2項 医業外収益	496,158千円	12,174千円	508,332千円	
		支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )	
第1款 病院事業費用	1,207,730千円	560千円	1,208,290千円	
第1項 医業費用	1,188,599千円	560千円	1,189,159千円	

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )	
第1款 資本的収入	43,497千円	4,785千円	48,282千円	
第4項 道補助金	0千円	4,785千円	4,785千円	
		支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )	
第1款 資本的支出	153,337千円	4,785千円	158,122千円	
第1項 建設改良費	47,407千円	4,785千円	52,192千円	

令和3年12月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

# 令和3年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

## 収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明		
1. 病院事業収益				1,207,730	12,174	1,219,904			
	2. 医業外収益			496,158	12,174	508,332			
		6. 国庫補助金			0	245		245	新型コロナウイルス感染症対策
			国庫補助金		0	245		245	関係等補助金
		7. 道補助金			0	11,929		11,929	新型コロナウイルス感染症対策
道補助金			0	11,929	11,929	関係補助金			

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明		
1. 病院事業費用				1,207,730	560	1,208,290			
	1. 医業費用			1,188,599	560	1,189,159			
		3. 経 費			259,272	560		259,832	新型コロナウイルス感染症対策
			修 繕 費		7,161	560		7,721	等修繕費の増

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的収入				43,497	4,785	48,282	新型コロナウイルス感染症対策 関係補助金	
	4. 道 補 助 金			0	4,785	4,785		
		1. 道 補 助 金			0	4,785		4,785
				道 補 助 金		0		4,785

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的支出				153,337	4,785	158,122	新型コロナウイルス感染症対策 備品購入費の増	
	1. 建設改良費			47,407	4,785	52,192		
		1. 資産購入費			23,086	4,785		27,871
				備品購入費		23,086		4,785



議案第9号

定住自立圏形成協定の廃止について

令和4年3月31日限り、旭川市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定を廃止する。

令和3年12月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

議案第10号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について

旭川市との間において、次のとおり連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結する。

令和3年12月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

連携中枢都市圏形成に係る連携協約

旭川市（以下「甲」という。）と美瑛町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、連携中枢都市宣言（連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日（総行市第200号））第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った連携中枢都市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えることにより、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民の安心で快適な暮らしを実現することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、連携中枢都市圏を形成し、次条に規定する取組において相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組の内容及び甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組の内容及び甲及び乙の役割分担は、別表に定めるとおりとする。

(事務執行に当たっての連携及び負担)

第4条 甲及び乙は、別表に定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、別表に定める取組を推進するため、別表に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員に係る負担並びに別表及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協議)

第5条 甲及び乙は、第3条に定める取組の推進に関し必要な連絡調整を図るため、定期的に協議を行うものとする。

(連携協約の変更等)

第6条 甲及び乙は、この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(疑義の解決)

第7条 この連携協約に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この連携協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市  
旭川市長

上川郡美瑛町本町4丁目6番1号

乙 美瑛町  
美瑛町長

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

（1）産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

<p>地域の強みを生かした産業振興</p>	<p>取組の内容</p>	<p>魅力的な産業が形成された地域づくりを図るため、一般財団法人旭川産業創造プラザを中心とした支援体制の下、圏域が持つ強みを活用した販路の拡大を促進するとともに、あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、ユネスコ創造都市ネットワーク加盟効果を生かして、デザインを活用した産業振興を行う。</p>
	<p>甲の役割</p>	<p>一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業に対し、支援を行う。</p> <p>あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業を企画するとともに、当該事業に関する活動に取り組む。</p> <p>甲の区域内の事業者に対し、当該産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。</p>
	<p>乙の役割</p>	<p>あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業に関する活動に取り組む。</p> <p>乙の区域内の事業者に対し、一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。</p>

(2) 戦略的な観光施策

広域観光のネットワーク化	取組の内容	圏域の広域観光ネットワークを形成し、滞在型観光を促進するため、広域観光ホームページによる情報発信、圏域の観光施設等を整備・活用し、観光ルートを構築する。
	甲の役割	圏域の情報の共同発信に向けて連絡調整を行う。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築に当たり、乙と協力して取り組む。
	乙の役割	圏域の情報の共同発信に向けて、甲に対し、情報を提供する。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築に当たり、甲と協力して取り組む。

(3) その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し、圏域の求職者及び企業に対し、実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提供するとともに、高校生等に対し、地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。
	甲の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、就業マッチング促進事業を企画する。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該

		事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
ICTパークにおける人材の育成と地域経済の活性化	取組の内容	圏域におけるICT人材の確保や地域経済の活性化を図るため、甲の中心市街地において、eスポーツ拠点、プログラミング的思考体験拠点及びICT関連推進拠点が一つの施設に集合するICTパークを運営し、圏域の若者をICTに対する関心の高い人材として育成するとともに、eスポーツをきっかけとして若者が集い、新たな賑わいを創出することによる圏域全体の魅力の向上や、観光客の誘致を図る。
	甲の役割	ICTパーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、ICTパークを活用した事業を企画する。 甲の区域内の住民、観光客等に対してICTパークに関する情報を提供し、利用を促進するとともに、ICTパークの利用者に対して圏域の観光に関する情報を発信する。
	乙の役割	乙の区域内の住民、観光客等に対してICTパークに関する情報を提供し、利用を促進するとともに、乙の区域における観光に関する情報を甲に提供する。

## 2 高次の都市機能の集積・強化

(1) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築

地域公共交通 確保維持改善 事業	取組の内容	<p>圏域内の持続的な公共交通網の形成を図るため、隣接市町間を結ぶ路線バス等の公共交通について広域による会議を設置し、調査、検討及び調整を行う。</p> <p>公共交通の確保・維持に向け、利用実態調査、利用者意見の収集、利用促進等に取り組む。</p> <p>国や北海道と広域的な観点から連携を図るとともに、民間交通事業者等との調整について共同で取り組む。</p>
	甲の役割	<p>路線バス等の公共交通を確保するための会議を運営し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。</p>
	乙の役割	<p>路線バス等の公共交通を確保するための会議に参加し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。</p>
旭川空港の利 用拡大	取組の内容	<p>旭川空港の航空ネットワーク充実による地域振興を図るため、圏域自治体が参画する旭川空港利用拡大期成会を軸とした路線誘致活動や利用拡大事業を実施する。</p>
	甲の役割	<p>旭川空港利用拡大期成会の運営について中心的な役割を担い、旭川空港の利便性や圏域自治体の地域資源等を生かした利用拡大事業等を企画・実施する。</p>
	乙の役割	<p>旭川空港利用拡大期成会に参加し、旭川空港の利便性や圏域自治体の地域資源等を生かした利用拡大事業等を実施する。</p>

鉄道の利用促進	取組の内容	圏域内の持続的な鉄道網の確立を図るため、J R北海道が単独では維持困難とした宗谷線・石北線・富良野線の維持存続に資する利用促進等の取組を行う。
	甲の役割	圏域内の鉄道を活用した利用促進等の取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	圏域内の鉄道を活用した利用促進等の取組を行う。
北海道新幹線の旭川延伸	取組の内容	<p>圏域における産業振興や経済発展を図るため、圏域自治体が参画する北海道新幹線旭川延伸促進期成会を軸とした、関係機関への働きかけや地域の気運醸成に資する取組を行う。</p> <p>圏域自治体及び関係団体による意見交換の場を設置するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。</p>
	甲の役割	<p>北海道新幹線旭川延伸促進期成会の運営について中心的な役割を担い、北海道新幹線の旭川延伸に向けての関係機関への働きかけを実施するほか、地域の気運醸成に資する取組を企画・実施する。</p> <p>圏域自治体及び関係団体による意見交換の場を設置するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。</p>
	乙の役割	<p>北海道新幹線旭川延伸促進期成会に参加し、地域の気運醸成に資する取組を行う。</p> <p>甲が設置する圏域自治体及び関係団体による意見交換の場に参加するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。</p>



### 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

#### (1) 生活機能の強化に係る政策分野

##### ア 地域医療

二次救急医療 の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、重症救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次救急医療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、応分の経費を負担する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次救急医療を輪番制で実施するに当たり、応分の経費を負担する。
小児二次救急 医療の連携	取組の内容	圏域内の小児の重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、小児医療における重症救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が小児二次救急医療を実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、当該実施医療機関に対し、補助金を支出する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が小児二次救急医療を実施するに当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

##### イ 福祉

子育て支援体 制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子ども
----------------	-------	--

		<p>もを預かる会員制の相互援助活動である こども緊急さぼねっと事業を共同で実施 するとともに、圏域住民が安心して子育て をすることができる環境の整備を行う。</p>
	甲の役割	<p>圏域を代表して、こども緊急さぼねっと 事業をNPO法人等に委託するとともに、 圏域住民が安心して子育てをすることが できる環境の整備及び関係機関との連絡 調整を行う。</p>
	乙の役割	<p>こども緊急さぼねっと事業の実施に当た り、甲に対し応分の経費を負担するととも に、圏域住民が安心して子育てをすること ができる環境の整備を行う。</p>
子育て支援員 の養成	取組の内容	<p>圏域の保育や子育て支援事業の担い手と なる人材を確保するため、子育て支援員研 修を実施する。</p>
	甲の役割	<p>圏域住民を対象とした旭川市子育て支援 員研修を開催する。</p>
	乙の役割	<p>乙の住民に対し、甲が開催する子育て支 援員研修に係る情報を提供し、受講希望者 を取りまとめる。</p> <p>当該研修の実施に当たり、甲に対し、応 分の経費を負担する。</p>
無料法律相談 事業	取組の内容	<p>圏域住民の生活の安定と質の向上を図 るため、圏域住民が弁護士による法律相談 を無料で受けることができる体制を整備 する。</p>
	甲の役割	<p>圏域住民に対し、弁護士による法律相談 を行う。</p>

	乙の役割	当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
成年後見制度の利用支援体制の充実	取組の内容	圏域内の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の安定に資するため、成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を設置し、圏域における制度の利用支援体制の整備・充実を図る。
	甲の役割	成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を運営し、圏域住民に対し、制度の普及啓発を行うほか、制度の利用に係る相談対応、申立手続の支援、市民後見人の養成等の業務を行う。
	乙の役割	甲の成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関の運営に対し、応分の経費を負担する。
手話奉仕員・手話通訳者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する手話講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
要約筆記者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、要約筆記者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした要約筆記講習会を開催する。

乙の役割	<p>乙の住民に対し、甲が開催する要約筆記講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。</p> <p>当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。</p>
------	--

ウ 教育・文化・スポーツ

多様な生涯学習機会の拡充	取組の内容	<p>圏域住民の多様な生涯学習機会の拡充を図るため、圏域自治体を実施する生涯学習講座の相互情報提供を行うとともに、圏域住民を対象とする広域的な講座等を実施する。</p>
	甲の役割	<p>圏域住民を対象とする広域的な講座等の実施に必要な取組を行う。</p> <p>圏域の講座情報等を集約し、圏域住民に情報を提供する。</p> <p>講座等の実施、情報提供、生涯学習ポータルサイトの管理運営等について、応分の経費を負担する。</p>
	乙の役割	<p>圏域住民を対象とする広域的な講座等の実施に必要な取組を行う。</p> <p>甲に講座情報等を提供し、集約された圏域の情報を乙の住民に提供する。</p> <p>講座等の実施、情報提供等について、応分の経費を負担する。</p>
不登校児童生徒の受入機関の共同利用	取組の内容	<p>圏域の学校教育環境の向上を図るため、甲において、不登校児童生徒の受入れを行う。</p>

	甲の役割	圏域の不登校児童生徒を旭川市適応指導教室に受け入れ、相談、指導、保護者面談等の支援を行う。
	乙の役割	甲が設置、運営する旭川市適応指導教室を活用し、指導員増員等に係る応分の経費を負担する。
図書館相互のネットワーク化	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、各図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙の住民に対し、甲が設置する図書館の利用を認める。
	乙の役割	甲の住民に対し、乙が設置する図書館の利用を認める。
科学館における科学の普及活動	取組の内容	圏域の児童生徒の科学への関心度を高めるため、甲において、学校教育の一環として行われる団体での観覧、体験学習等の受入れを行う。
	甲の役割	旭川市科学館サイパルにおいて、乙の児童生徒の団体での観覧、体験学習等を受け入れる。
	乙の役割	乙に所在する学校等に対し、情報提供を行う。

#### エ 地域振興

キャンプ場のネットワーク化	取組の内容	圏域の滞在型観光を促進するため、キャンプ場についてのネットワークを形成し、キャンプ場、周辺の自然、アクティビティ等に関する情報発信を一体的に行う。
	甲の役割	圏域の一体的な情報発信に向けて連絡調整を行う。

		情報発信において、乙と協力して取り組む。
	乙の役割	情報発信において、甲と協力して取り組む。

オ 災害対策

防災体制の整備	取組の内容	<p>圏域内の防災体制の連携、充実を図るため、防災計画等の情報を共有し、職員を対象とする合同研修や訓練等を実施する。</p> <p>被災自治体に対する物資・資機材の提供、職員の派遣、広域的な避難等、災害時における相互応援体制の構築を進める。</p>
	甲の役割	<p>圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて連絡調整を行う。</p> <p>圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。</p> <p>計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか、災害時における相互応援体制の構築に向け、連絡調整を行う。</p>
	乙の役割	<p>圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて情報を提供する。</p> <p>甲が実施する職員の合同研修や訓練等に参加し、応分の経費を負担する。</p> <p>計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか、災害時における相互応援体制の構築に向け、甲と協力して取り組む。</p>

カ 環境

し尿等処理施	取組の内容	環境への負荷を軽減し、循環型社会の形
--------	-------	--------------------

設の広域的利活用		<p>成を目指すため、し尿等処理施設の広域的利活用により、一括して圏域内において排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を行う。</p> <p>施設の延命化を考慮し、効率的で安定した処理を行うため、今後の処理量に見合う処理能力への改善や処理方法の変更等を行う。</p>
	甲の役割	<p>し尿等処理施設を管理運営し、甲及び乙の区域において排出されるし尿等の処理を行う。</p> <p>施設の延命化を考慮し、効率的で安定した処理を行うため、施設・設備を整備する。</p>
	乙の役割	<p>甲のし尿等処理施設の管理運営、し尿等の処理等に対し、応分の経費を負担する。</p>
動物の愛護及び管理	取組の内容	<p>人と動物が共生する心豊かな社会の実現を図るため、圏域の動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を行う。</p>
	甲の役割	<p>圏域における動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を企画・実施する。</p>
	乙の役割	<p>圏域における動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を行う。</p>

## (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

### ア 地域内外の住民との交流・移住促進

移住定住の促進	取組の内容	<p>首都圏及び札幌圏から圏域への人口流入を促進するため、圏域で連携した施策を実施するとともに、情報交換を密にして一体的に移住者を受け入れる体制を構築する。</p>
---------	-------	--

	甲の役割	圏域全体での移住施策の企画及び連絡調整を行うとともに、移住定住情報を共有する。
	乙の役割	移住施策の企画を行うとともに、移住定住情報を共有する。
ふるさと納税による情報発信	取組の内容	圏域の関係人口の増加や地場製品の販路拡大を図るため、ふるさと納税に関するイベントを共同で開催するとともに、SNS等を活用して圏域の情報を発信する。
	甲の役割	ふるさと納税に関するイベントの企画を主体的に行うとともに、SNS等を活用して情報を発信する。
	乙の役割	ふるさと納税に関するイベントの実施に向けた協力及びイベントへの出展を行うとともに、SNS等を活用して情報を発信する。

イ その他、結びつきやネットワークの強化に係る連携

公共施設の相互利用の促進	取組の内容	圏域自治体の公共施設について、利活用の促進や効果的な情報発信を図るため、甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムを広域的に活用するとともに、相互利用を促進するため、体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化に向けて検討する。
	甲の役割	旭川市生涯学習情報提供システムを管理・運用し、乙から提供された情報を登録する。



		<p>甲の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。</p> <p>体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化について、乙と協力して検討する。</p>
	乙の役割	<p>甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムに登録情報を提供する。</p> <p>乙の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。</p> <p>体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化について、甲と協力して検討する。</p>

### (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

#### ア 圏域内市町村の職員等の交流

職員の相互人事交流	取組の内容	<p>圏域自治体職員の資質の向上を図るため、合同研修及び人事交流を実施する。</p>
	甲の役割	<p>職員研修を行う際に、乙に対して当該研修への参加の機会を提供する。</p> <p>必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。</p>
	乙の役割	<p>甲が実施する職員研修に職員を参加させるとともに、必要に応じて、費用の一部を負担する。</p> <p>必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。</p>

議案第 1 1 号

美瑛町名誉町民の推薦について

下記の者を名誉町民としたいので、美瑛町名誉町民に関する条例第 3 条の規定に基づき推薦し、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 6 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

生前住所 美瑛町寿町 1 丁目 2 番 3 0 号  
氏 名 故 竹 内 英 順  
生年月日

## 意見書案第10号

### 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書 について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和3年12月17日

提出者	議員	大坪正明
賛成者	議員	野村祐司
賛成者	議員	山本賢一

### 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書

新型コロナウイルスの感染拡大により世界的に停滞していた経済活動が回復期に入ったことから、原油需要が拡大するなど価格上昇を続けており、今後一層の需要増大が見込まれています。一方、石油産油国は新型コロナウイルスの再拡大を恐れ、増産には消極的な姿勢であることから、需給環境を悪化させており、価格高騰に拍車をかけています。

そうした中、農業生産に欠かすことのできない動力機械や施設ハウスに使用する燃料をはじめ、各種生産資材（肥料、飼料など）や農業用施設は昨年より価格上昇を続けています。コロナ禍などの需要減退から農産物価格が低迷しており、生産資材等の価格上昇は、生産を続ければ再生産可能な価格を下回る環境にあり、生産者の農業経営を圧迫しています。

一方、新規就農を支援する事業においては、来年度より「新規就農者育成総合対策」との名称に変わり事業内容が大幅に変更となりました。これまで全額国費負担で支援が行われてきましたが、地方負担が伴う事業内容となっています。このため、地方自治体の財源によって取り組みに差が生じることや十分な支援が受けられない就農者が発生する可能性があり、これまで通り国の全額負担が求められています。

また、農水省は11月25日、来年度の水田活用の直接支払交付金について、過去5年間に一度も水張りが行われていない農地を交付対象水田から除外する見直し案を示しましたが、農業者や国会議員らの反発もあり、30日に「過去

5年間」から「今後5年間」へ内容が変更されました。しかし、北海道では過去の減反政策に基づき、主食用米以外の作物への作付に協力してきた経過にあり、唐突な運用変更は現場の混乱や今後の営農計画に支障をきたす恐れがあります。

については、食料の安定供給と農業の持続的発展を図るため、燃油等の価格高騰対策、水田活用の直接支払交付金などについて、万全な政策を講ずるよう下記の内容を要望します。

## 記

### 1 燃油や生産資材等の価格高騰対策について

農業用に使用する軽油については、昨年より価格上昇が続いているほか、園芸農家では冬期間において施設ハウス用の燃油使用量が増加することから、価格上昇分を補填する対策を強化するなどの価格高騰対策を講ずること。

また、燃油価格高騰に連動して、石油製品をはじめ各種生産資材（肥料、飼料など）に加え、農業用施設などの価格も高騰し、農業経営を圧迫していることから、農家負担の軽減を図る対策を講ずること。

### 2 新規就農者育成総合対策の地方自治体負担の軽減について

新規就農者育成総合対策については、新規就農者や後継者などの円滑な就農が促進されるよう、十分な予算を確保すること。

また、来年度からは、これまでの全額国による財政負担から、地方負担が課せられる内容となり、限られた地方自治体の財源によって取り組みに差が生じる可能性があることから、引き続き国が全額財政負担すること。

### 3 水田活用の直接支払交付金の運用並びに交付対象の見直しについて

来年度の水田活用の直接支払交付金については、十分な予算を確保するとともに、農水省が11月25日に「過去5年間に一度も水張りが行われていない農地を交付対象水田から除外」する見直し案を唐突に示し、30日には「今後5年間」へと修正されたものの、これまで国の減反政策に沿って生産調整に協力してきた稲作農業者にとっては納得がいかず、急な政策転換は生産現場を混乱させ、経営難や荒廃地の増加などに繋がりがねないため、慎重に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月17日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

農林水産大臣 殿

## 意見書案第11号

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和3年12月17日

提出者 議員 野村 祐司  
賛成者 議員 大坪 正明  
賛成者 議員 桑谷 覚

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書

北海道内では、定期的実施されている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ、マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が、漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化・海水温上昇の原因の究明が急務となっている。毎年、その被害状況は増しており、サケ・サンマ等が減少し長期的には、昆布の水揚げも激減してきている。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え地域の活力を削ぎ、地域の衰退を招きかねない。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安が、更に水産漁業者の不安を増幅させている。また、今年9月以降赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシャモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせている。

よって、国においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 カーボンニュートラルの実現を着実に行うこと。

- 2 海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。
- 3 被害対策の策定と支援を行うこと。
- 4 長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。
- 5 赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。
- 6 コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
内閣官房長官 殿  
財務大臣 殿  
総務大臣 殿  
農林水産大臣 殿  
国土交通大臣 殿  
厚生労働大臣 殿  
環境大臣 殿

令和3年12月17日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

総務文教常任委員会委員長 大坪正明

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 調査事項  | (1) 総務課の所管に関する事。<br>(2) まちづくり推進課の所管に関する事。<br>(3) 税務課の所管に関する事。<br>(4) 住民生活課の所管に関する事。<br>(5) 保健福祉課の所管に関する事。<br>(6) 教育委員会の所管に関する事。<br>(7) 選挙管理委員会の所管に関する事。<br>(8) 監査委員の所管に関する事。<br>(9) 病院事業に関する事。<br>(10) 総務文教に関する事。<br>(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。   |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣  |
| 4 調査期間  | 令和3年12月定例議会から次期定例議会まで  |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外   |



令和3年12月17日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

産業経済常任委員会委員長 野村祐司

### 所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

### 記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 調査事項  | (1) 商工観光交流課の所管に関する事。<br>(2) 文化スポーツ課の所管に関する事。<br>(3) 農林課の所管に関する事。<br>(4) 建設水道課の所管に関する事。<br>(5) 農業委員会の所管に関する事。<br>(6) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。   |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣  |
| 4 調査期間  | 令和3年12月定例議会から次期定例議会まで  |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外   |

令和3年12月17日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

議会運営委員会委員長 桑谷 覺

### 所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

### 記

- 1 調査事項 (1) 議会の運営等に関する事項  
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等  
(3) 議長の諮問に関する事項  
(4) 専決処分の委任に関する事項
- 2 調査目的 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。
- 3 調査方法 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣
- 4 調査期間 令和3年12月定例議会から次期定例議会まで
- 5 委員派遣先 町内・道内・道外